

令和3年10月25日

第10回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第10回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和3年10月25日				召集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時31分				閉会の日時	午後3時46分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	野口悦夫	○		9	瀬下京子	○			
2	江川芳夫	○		10	小川達男	○			
3	中島利雄	○		11	柳田浩	○			
4	松本昇	○		12	小倉和夫	○			
5	山岸和男	○		13	早川初男	○			
6	嶋村浄	○		14	関口豊充	○			
7	佐久間尉匡	○		15	新井明弘	○			
8	松村文夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 加藤正則				

開会 午後1時31分

○局長（大熊和夫君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。
ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（大熊和夫君） まず、柳田職務代理で開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、久しぶりに農業委員、推進委員、全員での会議ということになりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これより令和3年第10回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願ひします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

何か選挙が慌ただしく動いているようなんですけれども、農業委員の皆さん、また、推進委員の皆さんには、本当にコロナ禍によってなかなか全員で集まれなかった、皆さんに失礼をしてしまったということでございますけれども、やっと幾らか収束が見えるということで、本日は、密にならないように、この広い会場で農業委員会がしばらくぶりに全員の出席の下に開かれることに大変ありがたく、心から御礼を申し上げたいと思ひます。

今年の稲の状況につきましては、騎西がもうちょっと頑張れば、今月中に何とかなるかなというところまで来ていそうなんですけれども、本当に思うと、北川辺から、大利根、加

須、騎西と、本当に2か月以上に、下手すると3か月ぐらいかかる稲刈りをするという地域はほかにはあまりないという感じがしますけれども、作柄については、最初のうちはよかったですけれども、後半がちょっとだれたかなという感じでございます。思い起こせば、特別な台風だとか、強い災害というものはなかったわけですが、米の価格がコロナの影響で大暴落いたしまして、皆さん方の経営にいろんな影響を与えているということでございます。今後は、需要が戻って、また、政策的にも農家を保護できるような体制が整っていただければ、ありがたいわけでございます。

農業委員会農業会議といたしまして、研修会を9月に予定していましたが、コロナの関係でかなわなかったわけで、相次ぐ行事の中止ということで皆様方にご迷惑をかけているところでございますけれども、徐々に皆さんとともに闊達な議論が続けられて、農業委員会といたしましても本来のように戻れるかなという気がいたします。

農業委員会といたしましては、担い手の確保とか、いろんな面でご尽力をいただくわけですが、県のほうから、先月、農業者年金について皆さんに加入促進をいただきたいということでございましたけれども、我々が把握した中では、なかなか担い手の中で農業者年金に該当する人が本当に少なくなってまいりまして、本当にその人を探すのが大変だなという気はするんですけれども、これも制度でございますので、農業委員としては、漏れなく農業者年金に加入していただいて、経営の安定、将来のいろんな意味での福祉にとか、いろんなところにお役立ていただければ価値があるかなって思います。昔1回、農業者年金も破綻しておりますけれども、全く違う制度というか、別のものに替わっておりますので、該当者がありましたら、皆さん方からも声をかけていただいて、本部といたしましてもそれに対処する覚悟でございます。

本日は、本当に何はともあれ、何かと忙しい中、全員の出席をもって、総会が開かれることにまずもって御礼を申し上げ、慎重審議されますよう、心からご祈念申し上げ、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうもありがとうございます。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、農業委員総数15名のうち、15名全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくをお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

11番 柳田 浩 委員

13番 早川 初男 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲渡人は、体調不良等の理由で耕作できないため、譲受人は、経営規模を拡大するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、12番、私でございますので、現地調査の結果及び補足説明をいたします。

10月16日、高橋、細谷、両推進委員さんとともに さんの農地をまず現地確認をいたしました。もう既に稲は刈ってあり、農地として機能しているということを確認したところでございます。

それから、譲受人の さんにお話を伺ってまいりました。 さんは、実際は川越のほうから通っているということで、仕事でこっちに来ていて、北川辺地区のお米が食べたいということで新規参入でお米を作るということで、私が確認したところ、大きいコンバインだとか、乾燥機、田植機、全てそろってしまして、本人も至ってまだ元気で、もうちょっと増やしたいんだよという気持ちでおったところ、この さんがもう農家を辞めたいということで、農地が細かいのが4か所なんですけれども、作っていただけないかというか、買ってもらいたいということでお話があり、お互いに同意して、このたびの3条案件の申請に至ったわけございまして、許可相当と判断してまいりました。皆さんのご審議をよろしくお願い申し上げます。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えております。

譲渡人は、遠方に居住しており、耕作できないため、譲受人は、隣接地を耕作しており、効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具の保有状況から判断し、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

10月21日、松村推進委員と現地確認を行いまして、譲受人の さん宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。

まず、現地は、以前から休耕地になっておりまして、現在、1メートル以上のセイタカアワダチソウとか、ススキが生えている状態で、周辺に大変迷惑をかけている感じでした。

譲渡人の さんは、お父様から相続されて、今現在、八王子市に居住されているということで管理ができないということでした。譲受人の さんは、地元では大変手広く営農されている方で、農機具も大変大きなものがたくさんありました。今回売買が成立したということです。やむを得ないと判断してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 説明いたします。

位置図の4ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、申請人が所有する農地を職員用の駐車場にするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、先月許可されましたを職員駐車場として整備いたしました。が、まだ不足ということでございますので、今回の

を含めた一体利用とする職員駐車場16台分の計画でございます。

また、現在、借地駐車場もありますが、かなり詰めて、無理やり止めているということでございますので、引き続き利用したいということでございます。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

10月15日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、この 番地なんですけれども、園長さんですね、書類の園長さんからお話を聞いたところ、大分前にもう農地を取得して、前に園児のための畑ということで考えていたんですけれども、ちょっと建物が離れていまして、 っってこれ、真ん中に建物ありますけれども、すぐ左は畑になっていまして、いろんな野菜をやっているんですけれども、この間隔ですけれども、ちょっと離れていて、真ん中にほかの方の土地があるということなどいろいろありまして、あまり手つかずな状態で、現場は草は生えておりましたけれども、9月6日に許可済みということなので、ここの左の土地ですね、

のところは、もう砂利が敷いてあって、車が五、六台止まってありましたけれども、それだけではやはりちょっと職員のスペースが足りないということで今回申請に至ったということでございました。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

学校法人が農地を取得したとき、これ何年か前なんですね、全然使わないで置いておいて、今度は駐車場ということだと、本来であれば農地を取得できないんでしょうが、農地を取得するということは、何かあって取得して、それを今度は農地を使わないで整備をするということなんで、何年か前、その確認なんですけれども。

○事務局（正能 光君） はい、事務局です。

平成19年11月に学校法人ということで、例外的に取得したものでございます。その保

育園の畑というのは別のところで、できるということで、今回、そこを潰しても園児のための畑というのは影響ないということでございました。

以上です。

○2番（江川芳夫君） ずっとこの土地は、使っていなかったということですか、学校法人としては。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

現地はですね、もともとこの辺は田んぼになっていましたから、周りからすると、若干今見ても低いような形になっていまして、もしかしたらもう随分前なんで何かしても分からないんですけども、やはり出来が悪いというか、そんな関係がありましてですね、すぐ、先ほど言いましたけれども、この幼稚園の隣のところですかこの土地が結構広くて、井戸掘って、そこは水が出るようになっているので、そんな関係でだんだん使わなくなったのか、あまり細かいことは聞かなかったんですけども、一応そんなような話でした。

○2番（江川芳夫君） いや、言いたいことは、農地として取得して、使わないで置いて、そのままやるんなら、そのときの許可は特例許可だから、もう当然それは、返すなりして、現況使っていないのであれば、そういうことじゃないので、また、新たに所有者から、4条じゃなくて、5条で、できる土地のようですから、農転上は問題ないと思うんですけども、手続き論として、買って置いて、いや、あとで使えばいいみたいな、特例許可だからそれがちょっと手続き上どうなのかなということを質問したんです。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

11年、取得してから、作ったか作らないかというのは、そこまでは追跡できないが、許可は、確認しているかもしれないんですけども、その後はそこまで手続きしていなかったので、江川委員が言うとおりの、土地を使わないのであれば、手続きをとるというのはあると思うんですけども、現時点としては、新たな使い道で農転するということで、許可の見込みがあるのかなと、そういうことでございました。

○2番（江川芳夫君） 大体分かりますけどね、それなら、手続きとしては、当然、許可はできる土地、状況から見ても、許可なんでしょうけど、それなら一度返して、それで、5条でやるべきじゃないかなというような気がしたもんですからね、もう結構です、それで。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の高柳地区の案件及び議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 1 8 番の高柳地区の案件について、関連がありますので一括して審議をしたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

4 条の 2 番と 5 条の 1 8 番は、申請人等が同一で申請地も隣接していることから、一括にてご説明いたします。

それでは、5 条の 1 8 番から先にご説明いたします。

位置図の 5 ページ及び土地利用計画図 5-1 8、4-2 も同じものですが、まず、5-1 8 番からでございますが、本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地 6 区画を開発するもので、1 筆宅地が含まれております。

また、4 条の 2 番は、申請者の自己用住宅の進入路幅員を合計 4 メーターにするための一部で、資金計画等必要書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、は第 2 種農地、それと、及び

は第 1 種農地と判断され、5 条 1 8 番のは、第 1 種農地ではございますが、農地法施行規則第 3 6 条、隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用に該当しまして、事業の全体計画に対して、1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えないなどの要件を満たしていることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。また、4 条の 2 番、は、自宅進入路を確保するもので、許可の見込まれるものでございます。

事務局からは以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（嶋村 浄君） 6 番、嶋村です。

1 0 月 1 6 日の日に推進委員の金子さんとさん宅を訪問し、現地確認並びに本人から聞き取りを行いました。譲受人のさんとは、ちょっと連絡取れなくて、後日電話で確認いたしました。

現地の 畑及び の畑はきれいに整備されておりました。近隣の農家さんに麦を作っていたいただいたという話です。その農家さんも規模縮小のために返されてしまったという話です。宅地部分なんです、ここは以前工場が建ってまして、その工場というのは、道路の向かいを、地図上で下なんですけれども、これ、 書いてありますが、この工場で借りていたらいいんですけれども、ところが、この前の部分に工場の造成工事がありまして、もう既に高く積んであるんですけれども、その工場も撤退ということになったということですね。 さんの話ですと、自分は機械も持っていないし、これを管理できないので、思い切って売買することになったというお話でした。以上を勘案し、やむを得ないかという判断いたしました。どうぞよろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18番の高柳地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の6ページ及び土地利用計画図4-3をご覧ください。

本案件は、埼玉県の中川河川拡幅工事による公共移転で、申請人が自己所有地に農家住宅を建築するもので、資金計画等必要書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、移転先も農家住宅であり、適合証明により見込みありということでございまして、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

10月15日に坂田推進委員と2人で さん宅を訪問しまして、現地の確認と聞き取りを行いました。

事務局説明のとおり、中川改修に伴う公共移転ということでございますし、また、現在の宅地も保有しての新たな要請をということでございますので、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件も埼玉県中川河川拡幅工事による公共移転で、申請人が自己所有農地に農家住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、適合証明により見込みありということでございまして、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

10月15日に坂田推進委員と2人で現地の確認を行いました。

この案件につきましては、先ほどと同じように公共移転でありまして、前回の除外のときに聞き取り調査行っておりましたので、訪問したんですけれどもお留守でしたので、承諾をさせていただきました。

公共移転ということであり、現在の宅地の前ということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の24件を議題といたします。

初めに、1番の加須地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

位置図の8ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、調剤薬局を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

10月16日、推進委員の野本さんと川島さんの3人で現地確認を行いました。

現地確認については、
の隣接の土地であり、また、調剤薬局という形で、
今事務局の説明のとおり、何ら問題なく、許可相当と判断をいたしました。ご審議の
ほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、法人の駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地確認を行った結果、第2種農地と判断され、既存の事務所、資材置場等に隣接しており、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり10月16日、推進委員の野本さん川島さんと3人で現地確認並びに譲渡人の
さん宅を訪ね、話を伺ってまいりました。 さんにつきましては、現地の近くの、
これ実家の近くなんですけれども、今は川島に住んでおりますけれども、実家は南篠崎、
現地の近くでございまして、旦那さんが亡くなり、旦那さんって親ですね、父親が亡くなり、
相続でもらった土地でございます。

また、この土地につきましては、自分の に隣接した土地であり、また、草が生えて
おりましたけれども、休みのたびに来るらしいですけれども、なかなか管理もできな
という形で売買に至ったそうです。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審

議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでありました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

10月15日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、この 〇〇〇〇 という土地なんですけれども、若干ちょっと泥が盛ってありまして、ねぎとか野菜が作ってありました。この譲渡人の 〇〇〇〇 さんは、これ、高柳ということで栗橋なんですけれども、実家がこの 〇〇〇〇 の右下に 〇〇〇〇 というのがあったと思います。そちらが実家になっております。

この譲受人の 〇〇〇〇 さんというのは、この土地のすぐ左にまた 〇〇〇〇 ってあるんですけども、そちらの娘さんだそうです。この 〇〇〇〇 さんのお宅にも何回もいろいろ、申請の関係で伺ったときに、今度娘がそこに家建てるからなんて話聞いておりましたので、この

〇〇〇〇 さんのお母さんに話を聞いたところ、この土地は、もう10年ぐらい前ですかね、おじいさんの代から家のすぐ隣ということで、この 〇〇〇〇 のほうから、その娘のお父さんですね、

土地を借りておりまして、
さんは、市役所の職員で今、産休で休んでいるそう
なんですけれども、結婚して苗字が変わり、実家のすぐ隣なので、近いところは便利なので居住用の家を建てたいということでした。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地でございますが、盛土をし、小麦を作付するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

10月22日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また、譲渡人の
さんから話を聞いてきました。

現地のほうは、あそこ低い土地なんですけれども、少し草ありましたけれども、管理はしてありました。
さんの話ですと、この土地、排水がなくて、水がたまっただと、どうにもなんねえんだということで、盛って、小麦でも耕作しようかという話なんです、

さんの土地は葛西用水についていますけれども、
に相談したら、用水からそっちの上の道まで、そうすれば一体になりますんで効率がいいということ、
さんが
さんに相談というか、話をして、どうだいということ、じゃ、盛って耕作すん

だということで、どうだいということで話したところ、　　さんもいいですよと、了解したということでありますので、許可相当と判断しましたがけれども、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番及び6番の三俣地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。

5条の5番、6番のほうは、事業の目的が関連し、譲受人が同一でございますので一括にてご説明いたします。

位置図の12ページ、13ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良及びその進入路ということで、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、所有者が水稻ではなく、それぞれ小麦、大豆、野菜等を作付するための農地改良とその進入路とするものであり、一般基準、立地基準上やむを得ないもの思われます。

また、この場所につきましては、天地返しではなく、表土を客土するものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君）　15番、新井です。

10月22日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた、譲渡人の、上から　　さん、　　さん、　　さん、そしてまた、議案6番の搬入路に当たるんですけども、　　さんからも話を聞いてきました。

ここの土地はこの申請地の下に川があるんですけども、これ南方用水なんですけれども、

この南方用水は、 さんの話ですと、大雨が降ると、この辺水一面になっちゃうんだと、どうにもなんねえんだということを言っていました。それで、一応、そこを盛土して、この申請書のとおり、小麦なり、野菜なり、大豆なり、作るというような計画だそうです。

そして、搬入路に関しては、 さんは重複していますが、 さんのほうは、奥さんに話聞いたんですけれども、話は聞いていると、了解しておるといようなことでもありますんで、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の14、15ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、貸し物流倉庫を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で農地法施工令農地法施行規則第35条第1項第4号のイに該当し、一般国道、または都道府県道の沿道の区域に設置されるもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

10月18日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地確認を行い、譲受人の代理人、

さん、同じく顧問の さん、この物件の取りまとめを

用住宅を建てるため、計画されたものとのことであります。

現地は、畑で更地状態となっており、適当であると判断をいたしました。ご審議よろしく
お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建てるもので、必要添
付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地
基準上やむを得ないもの思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

10月14日、榎本推進委員と2人で譲渡人の さん宅を訪問しました。現地調
査とともに、譲渡人の夫の 様から話を伺いました。

譲受人の 様は譲渡人の夫婦の長男で、市内の病院で手術器具等の殺菌を担当する
という医師をしています。奥様は本庄市内で教員をしまして、現在、深谷市内に居住
しています。それで、実家に隣接した土地に自己用住宅を建築するために申請したもので
す。

現地は、譲渡人の 夫婦宅に隣接した土地で、地目は田ですが、現在では自家用畑に使
用されていました。現地調査では、そのような状態で話していただきました。そのような

ことから、申請の内容は、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、許可相当と判断した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存の太陽光発電施設の管理用地を確保するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、太陽光発電施設の管理を目的としたもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

10月14日、榎本推進委員と2人で譲渡人の 様へ伺った後、現地調査をしました。

現地は、今年度の第1回農業委員会の議案として、市道に面した の土地を 様から 様が長屋住宅の入り口としたいため申請され、宅地化されました土地の西側ですね、市道と太陽光施設に面した大変細長い狭小地の畑です。

申請の内容は、土地を太陽光発電施設の管理用地として申請したものでございます。6月に 様から現地調査したときにこのような話も聞いていました。このようなところから、本申請の内容は、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、許可相当と判断した次第でございます。

以上で終わります。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この さんの太陽光発電施設の関係というのは、これ、関係ないですね、 さんとはね。太陽光発電施設はどなたが受けて、これ、どういう、 さんとの関係を教えてください。

○4番（松本 昇君） 今、事務局が調べている間に、現地調査とか行っているので私のほうで申し上げます。

太陽光発電を さんという方が以前に建設しまして、現在稼働中でございます。その北方の例えば とかですね、そこを、6月の議会のために さんが長屋住宅を造るということで議案として提出されまして、その関係で、前回、詳しい話を聞いてきました。一応、太陽光発電も さんという方です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

既存の太陽光の さん、その隣の今回の9.3平米の農地だけが残ってしまったような形ですね。なので、すぐそこの管理をするということで、このような案件が上がってきたものです。

○2番（江川芳夫君） 太陽光は さんが持つてんの。

○事務局（正能 光君） はい。

（発言する人多数あり）

○4番（松本 昇君） ここを市道が、あそこの図面、この間に下が市道で、幅員が5メートルぐらいの市道になっていまして、市道と太陽光発電の間に細長い さんの土地が、細長いのがずっと通っていまして、今回そのうちの太陽光発電に面しているところを売買しようという申請書であります。

○2番（江川芳夫君） 大事なところだけれども、太陽発電というのは、加藤さんは持っているんだ、そういうことですか。

○4番（松本 昇君） さんは、事務局が東京の中央区築地というふうになっていますけれども、実家がこの図面でいいますと、 番、ちょっと事務局と離れていますけれども、太陽光施設の上には、その道路挟んだ近くが実家というか、自分ちになっていまして、あと、週に1回ぐらい、土曜日、日曜日ぐらいに東京から帰ってきて、自

分ちで持っている農地を耕したり、そういうことで、実家がすぐ近くで、6月のときに

ですか、ここの自分ちの畑を長屋住宅で転用という申請をして、その前から太陽光発電は、その前にもう申請して、建設して、建っていました。

確かに住所は東京で、東京ですけれども、実家がすぐ近くですので、その土地を太陽光発電にしたり、有効利用したり、長屋住宅を造ったりしていました。

じゃ、もっと詳細なことを榎本推進委員がよく……

○推進委員（榎本勝雄君） 推進委員の榎本ですが、この議案の10番ですか、この10番の関係につきましては、
さんが現在、自分の太陽光の発電施設を持っているわけですが、前回は農業委員会に言いましたけれども、太陽光の発電の敷地が

と
で太陽光を発電の供給しているわけですが、前回この私道に面したところですね、ここを道の利用を請願したわけですが、一部残ってしまったということになりまして、その面積が農地の
、9.7平米というようなこととなります。前回農業委員会でその後ろにまた大きな土地が、

番がありますけれども、それと合わせて、
番、ここをやはり前回賃貸住宅ということで転用許可をいただいたわけですが、賃貸住宅の前に既に太陽光を発電施設ができているというふうなことに。前回、今言った9.72平米、小さいところは残ってしまったというように聞いておるんです。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、農地へ耕作のための進入路を確保するためのもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地は既に砂利敷きで進入路とし

て利用しておりますが、耕作のために必要なことからやむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

これも10月14日、榎本推進委員と2人で譲受人の 様宅へ伺った後に現地調査をいたしました。

現地は、重複しますけれども、本年第6回農業委員会の議案でして、 様が長屋住宅として転用を申請した と の東側にある市道と市道、南北につながる道路上の と の土地を 様が 番の畑、右側ですね、やその先の奥の のイチジク畑等の管理のためにこの土地を農業用ということで、前から利用してしまして、このたび土地を売却しようとして申請したものです。

なお、 の西には、以前から肥育牛を飼育していた簡易的な農業用資材置場がございました。このことも前に、6月に、 さんに現地調査の時に話を聞いていました。このようなことから、本申請の内容は、農地法の許可基準から判断しても何ら問題はなく、許可相当と判断をした次第でございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷の一部にするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、譲受人の住宅敷に接してい

る、0.27平米の土地が農地として残っており、その土地を住宅敷の一部とするもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

これも10月14日、榎本地区担当推進委員と2人で譲受人の 様宅へ訪問しており、現地調査をしました。

こちら先ほどの土地と隣接してしまっていて、本当ちょっとした0.27平方メートルですけども、これを申請どおり自己用住宅敷の一部としたいということでございます。このようなことから、本申請の内容は、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、許可相当と判断した次第でございます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 素朴な疑問なんですけれども、 の住所へ住んでいらっしゃる さんがこの後ろのほうの道路敷地の一部みたいな小さい土地を宅地にすると、何か一般的に分かんないな。道路の一部として使うんならまだ分かるんだけど、何でこの部分だけ宅地にする根拠って、何かあるんですか、転用までして。

○4番（松本 昇君） 境界杭が4本、あそこに入っていて、私のほうも、聞いても、宅地の敷地をちゃんとしたいということだったので、確かにちょっと何なんですけれども。申請なので。

（発言する人多数あり）

○4番（松本 昇君） どうしてもこの土地が欲しいということで、何か相談して、決めたということでございました。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページ、20ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

昨日、24日ですか、松本推進委員と さん宅へお邪魔して、いろいろ話を聞かせていただきました。

さんのほうは、高齢のため、草刈りするのも大変だということできていたところに、そこへ太陽光の話がまいてきたので、太陽光の関係売買に踏み切ったということでした。この周りは全部もうほとんど太陽光が設置されていますので、何ら問題ないんじゃないかなと思います。それで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

10月15日、推進委員の渡辺さんと譲受人の代理人と現地で聞き取り調査を行う予定で待ってあったわけですが、手違いで さんじゃなくて、 さんという方が一応代理人だということが分かりまして、現地で来たものですから、その場で電話でもって、今回、聞き取り調査をさせていただきました。

まず、代理人の さんは測量事務所の方で、今回、一戸建ての住宅の計画を進めているということでございます。申請地でございますけれども、作付した様子は一切なく、草が生えていたようですが、今回の立会いに合わせてだか、きれいに刈取りはされておりました、そのような状況でした。譲受人の さんですけれども、この図上で、位置図の のやや右上が元屋敷でありましたけれども、この元屋敷を含め、周辺の土地を段階的に処分しているような状況で、今回、戸建ての住宅に転売するというような計画でございます。一応、周り、北側、東側ももう既に住宅が建っております、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添

付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写し等が添付されており、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

10月18日に推進委員の渡辺さんと現地で代理人の さんの立会いをいただきまして、現地確認及び聞き取り調査を行ってまいりました。

まず、譲渡人の さんは、相続で取得した土地でございますけれども、何ら作付はされておらず、一面雑草が生えており、最近刈ったような様子できれいに刈取りはされておりました。隣接する東側、北側も草がぼうぼうのような状態、西側については太陽パネルが設置されているような状況でした。こうした状況から何ら問題ない計画と考えまして、許可相当と判断してまいりました、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の23ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されましたが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川達男です。

この案件につきましては、10月13日に推進委員の橋本さんと一緒に現地調査を行いました。現地は、除外申請のときにも2人で確認いたしておりまして、現在も適切に管理された土地であります。また、さん宅をその後訪問し、本人より、この譲受人は、私の立場から言いますと、いとこのご夫婦であるということです。そして、本人が自分の将来のことを考えて、今回の計画になったということをおっしゃっておりました。

次に、さんの代理人であるさんに電話したところ、間違いなく申請どおりであるということをお話しておりました。以上の点から、2人、私と橋本は何ら問題ないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も経過しましたので、ここで10分間休憩を入れたと思います。

再開は3時5分です。よろしくお願ひします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時6分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、休憩を解きます。



○会長（小倉和夫君） 次に、17番の鴻葦地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の24ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、今月の18日、小坂推進委員と代理人であるの さんって方が代理人さん、その方の立会いを前日に行って、現地で確認をしてまいりました。

位置図で分かりますとおり、この周辺は既に開発が進んでいまして、ほとんどの周りは、戸建ての住宅と、それからアパートに囲まれておりまして、ここのところだけはちょっと残ってございました。 さんにつきましては、もう私と同じ年ですからかなり高齢ですね、もう農家やっておられませんので、今回この 、久喜にある建て売りのメーカーですが、そこに依頼という形で建て売り住宅2棟建てるということだそうでございます。それで、現地は問題はございません、きれいに管理されておりまして、草も生えておりません。特に問題ではないと判断しましたが、ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の25、26ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、小麦を作付するための農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地ではございますが、盛土をし、小麦を作付するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

10月16日に推進委員の町田さんと現地確認に行っていました。現地で譲受人の株式会社 の代理人の さん、譲渡人の さん、それから さんの代理の さん、 さんからお話を伺っていました。

土地が広くて、何十年も作物を作っていないくて、草刈りの管理が大変だったそうです。小麦を作るため、水揚げをするため、土盛りをすることになりました。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の27ページ及び土地利用計画図の5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、本事業が、別法人が発電された電気を買取り契約が締結されておりまして、非FIT太陽光発電施設でございます。現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

10月21日、松村推進委員と譲受人の代理人であります の顧客担当の さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました、譲渡人の さんは、現在さいたま市に居住されておりまして、遠方のため管理ができないということです。申請地に関しましては、今年お米を作付されていた跡がありまして、稲はちゃんと刈り取ってありました。知り合いの方に作ってもらっていたようです。

今回、太陽光発電施設を計画されておりまして、申請地の左隣にあります土地も、別の会社なんですけれども、太陽光発電施設の建設されている状態であります。日射量が確保される土地なので、民家が1軒隣にあるんですけれども、そこには同意を求めて、同意書も取ってありますということです。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地6区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないもの思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

10月18日に推進委員の落合さんと現地確認に行ってまいりました。現地で譲受人の
さん、譲渡人の さん、 さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

申請地の脇の川との境は羽生領の話合いもついているそうです。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願します。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の29ページ及び土地利用計画図5-22をご覧ください。

申請の理由でございますけれども、農家住宅及び農業用倉庫を建築する計画となっておりますけれども、ここは、2世帯住宅を建築するということでもあります。

本案件は、埼玉県の中川河川拡幅工事による公共移転で、譲受人が売買により土地を取得し、農家住宅ではなく、自己用の2世帯住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、面積につきましては、移転前の既

存住宅敷が809平米であり、移転先については、農地もなくなり、農家住宅ではなく、2世帯の専用住宅ということでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないもの思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この件につきまして、10月13日に坂田推進委員と2人で現地にて確認を行いました。立ち会っていただきましたのは、譲受人の さん及び代理人の さんに立ち会っていただきました。

内容は公共移転ということでございまして、若干場所は離れているわけですが、同じ耕地内で土地を探したところ、この土地を譲っていただけることになったということでございまして、特に問題ない、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、23番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の30ページ及び土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸し資材置場を整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、利用者は、市内事業者の が利用するというものであり、やむを得ないもの思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

10月13日に坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。立会いは、譲受人代理人である さん、立ち会っていただきまして、現地の確認とお話伺ってまいりました。

この場所はもう国道125号バイパスの旧のほうの道沿いでございまして、道路の整備が終わっておりまして、これ以上広いのは難しいような感じでございます。さらに土地、隣も駐車場がございますので、低い土地でもあり、土地利用としてやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

確認だけですので、この譲受人の 、会社がやるということで、自分で使うのではなくて、貸すということなので、当然、会社の約款、あるいは営業種目等について、会社として、不動産の許可があるという理解でよろしいですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

定款及び法人の登記法上も貸し倉庫業、それと、附帯した業務ということで、資材置場もこれ入っています。

○2番（江川芳夫君） 資材置場も貸し倉庫も入らないでしょう。

（発言する人多数あり）

○事務局（正能 光君） 事務局です。

定款と、それと法人登記簿のほうには、貨物荷受業とか、それから貸し倉庫業、それから利用運送事業、それから自動車修理販売業、倉庫業、それに対する一切の業務というのが最後に入っているんですけども、そこら辺で読めるのかなということでございます。

○2番（江川芳夫君） それじゃ、何でもいいということかね。

○事務局（正能 光君） これに関するものであればというふうになっちゃうんですけども。

○2番（江川芳夫君） 貸し倉庫と資材置場では違うんじゃないか。

○事務局（小川修一君） 定款なんですけれども、資材置場を貸す、というふうな形で書く会社って、今まで見たことないです。資材置場として貸すというようなことを定款に書くようなことは恐らくないので、不動産事業に係る一切のものなどというふうに書く会社が多

いと思われます。

○2番（江川芳夫君） それなら、何で貸し倉庫って書いてある。それは要らないのではないの。資材置場が要らないって、何とかって書かなくていいというならば、貸し倉庫って書かなくたって、定款できちゃうんじゃないの、そういう考え方であれば。

○事務局（小川修一君） だから、資材置場そのものをずばり書くというところもあまりないなど。

（発言する人多数あり）

○事務局（小川修一君） ちょっと案件について、調べてみます。少し時間をいただきたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） じゃ、一旦、保留ということで、次の案件に移りたいと思ひます。

24番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の31ページ、32ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、小麦、大豆等を作付するために農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地ではございますが、盛土をし、小麦、大豆等をローテーションで耕作するための農地改良で、期間は9か月間の一時転用でございます。やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

10月15日に坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。立会人は、
の社長と
営業部長、それから、地権者対応で、松永新田の
さんに立ち会っていただいて調査を行いました。

この松永新田地域は、非常に低い土地、そしてまた、耕地整備ができていないということで非常に荒れている土地が多い場所ございまして、このたび話がまとまりまして、農地改良を行うことによって、畑作か小麦、大豆に変換していこうということになったということでございまして、これから先、土を入れるという計画の中でも今回の申請ということでございまして。場所、農地の土地利用から考えて、やむを得ないものというふうに判断

してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

先ほどの23番の案件については、説明は後で回しますので、ご了承ください。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分21筆、面積にしまして、1万6,253平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管

理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関わる事項について、議事に参与することができない。」に、峰岸清推進委員、町田彰推進委員が該当しますので、議事の間退席をいたします。

(峰岸清推進委員、町田彰推進委員退室)

○会長(小倉和夫君) 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画案につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いするものであります。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の

決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いいたします。

(峰岸清推進委員、町田彰推進委員入室)



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用届について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出について9件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出160件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は、一部残して、終了になります。

ちょっと答弁が終わってから、終了宣言をいたします。少々お待ちください。

○局長（大熊和夫君） すみません、それでは、ちょっとお時間をいただいて、事務局から準備方ございますので、23番、説明させていただきたいと思います。

○会長（小倉和夫君） では、先ほどの23番の案件について保留になっておりましたので、その説明からまず入りたいと思います。

○事務局（小川修一君） すみません。

先ほどの5条の23番のところ譲受人が の件で、会社の定款でその事業ができるのかとの江川委員さんからの質問ですけれども、先ほど加須農林振興センター、県ですね、県のほうに確認をしました。したところ、確定的なこれだということではないんですね。過去の実績も考慮されるということがあり、過去の実績だと、この位置図で言うと、

という、ちょっと位置図をご覧になっていただくと、位置図の30ページですね、30ページを開いていただくと、このたびの申請地番 、右上の左は、西側に

駐車場とありますけれども、こちらを実際に、結構前だと思うんですけども、十何年ぐらいたつかなと思うんですけども、こちらで資材置場的な、車を置かせたり、貸しているような状況があるという実績はあると思われま

○2番(江川芳夫君) 実績といえども、その当時は、それは、私は定款に影響しているのであれば、言い過ぎでないわけであってね、だから、その辺をはっきりしないと、さっき言ったように会社のだから、個人がやっているんだったら別にしても、会社の5条の申請なんだから、会社の定款に基づいていないと議論ができないだ、そういうふうに私思ったのね。そんなふうなわけで、場所が云々じゃなくてね、場所のせいでされて、別に何ら支障もないような場所だけ、それはいいんですけども、その手続上の、杉山運送がはたしてこれができるのかどうかというのは、私は問題だと思うんですよ。実績があるかないかの問題は、実績って言わせていても実績があればいいのかと、その前の前が、前貸してあるのが定款に触れていても、それは実績だからいいですよという考え方だけなのか、その辺も統一してもらわないと、 の申請は正じゃなかったということじゃないかというふうに思うんです。

(発言する人多数あり)

○事務局(小川修一君) すみません、先ほどの江川委員さんからのご質問の内容で、私どもの事務局のほうでまた、詳しい定款だとか、事例だとか、事務の手引き、そういったものをひも解いて、見込みを判断したいと思います。

そのため、今回は、保留という形でさせていただいて、また、来月上旬までさせていただければなと思っています。

○会長(小倉和夫君) それでは、1回精査して、こういう案件についてはこういう対処するという事例をちゃんときちんとしておかないと、この次同じ案件が来たときに皆さんにご迷惑かけることになるんで、その点はまたまとめて、事務局のほうから、今回は保留ということで次回に報告をお願いして、この案件については保留、次回審議ということにいた

します。今日の上程しました案件は全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

小倉会長には、議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重審議をありがとうございました。

1件保留ということで残念でございますけれども、また、改めて案件を審議したいと思います。

それでは、これをもちまして、令和3年度第10回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時46分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年10月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 早 川 初 男